

第101回 定時株主総会 招集ご通知



Bull-Dog



開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

東京都中央区日本橋2-7-1
東京日本橋タワー5階
ベルサール東京日本橋

株主の皆様へは、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、こちらのご利用もご検討ください。
なお、お土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

ブルドックソース株式会社

証券コード：2804



この国の大地の恵みは、
プレミアム。

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

ここに第101回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧のうえ議決権の行使をお願い申し上げます。

当社グループは、第11次中期経営計画「B-Challenge2025」の最終年度を迎え、国内外の事業戦略ならびにバリューチェーン戦略の推進に取り組んでまいりました。国内では、グループ各社のブランド価値を活かした販売活動や業務用販路の開拓を積極的に行い、家庭用製品から業務用製品まで幅広い市場へのアプローチを展開しております。新たな顧客層の獲得とサービス向上を目指し、社員一人ひとりが創意工夫を重ね、グループの総合力を発揮してまいりました。

海外事業においては、北米・欧州・アジア・オセアニアといった地域での販売拡大を進め、当社ブランドの認知度向上と新しい市場への進出に努めております。現地の消費者ニーズを的確に把握し、外食店との商談を活発化させることで、より多くの方に当社製品をお届けすることを目指しています。グローバルな視点で展開する取り組みは、今後の成長の大きな原動力となるものと確信しております。

さらに、サステナブルバリューチェーンの実現や資本効率の向上を目指した施策にも注力し、持続可能な企業成長への基盤を強化しております。旧鳩ヶ谷工場跡地の売却や保有株式の売却、自己株式の取得など、資本戦略の充実にも取り組んでおります。これらの施策は、企業価値の向上と株主の皆様のご期待に応えるための重要な一歩です。

今後も、グループ一丸となって新たな挑戦を続け、社会への貢献と企業価値の向上を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご愛顧とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役 社長執行役員
石垣 幸俊

株 主 各 位

証券コード2804
(発信日) 2026年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日
東京都中央区日本橋兜町11番5号

ブルドックソース株式会社

代表取締役
社長執行役員 **石垣幸俊**

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第101回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ir.bulldog.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

※上記当社ウェブサイトは、トップページより「株主・投資家のみなさまへ」、「株式情報」、「株主総会」を順に選択のうえ、ご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証ウェブサイト）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記の東証ウェブサイトにてご覧いただく場合には、ウェブサイトアクセスして、銘柄名（ブルドックソース）又は証券コード（2804）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は同封の「議決権行使書」のご郵送によって議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、4頁から5頁のご案内に従って、**2026年6月24日（水）午後5時**までに議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋2-7-1
東京日本橋タワー5階 ベルサール東京日本橋
3. 目的事項
- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第101期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第101期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

-
- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、本株主総会にご出席いただけない場合でも、定款の定めにより議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使していただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面(委任状)のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◆株主総会への来場にあたり、サポートが必要な方は総会当日スタッフにお声がけください。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権行使をされる場合



インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時入力分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。なお、議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時到着分まで

※郵便事情等により到着までに日数を要する場合がございますので、お早めにご投函ください。

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使といたします。

■ 株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時入力分まで

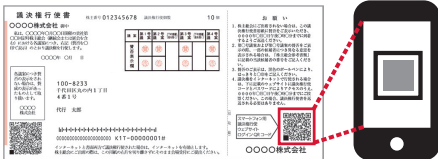
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

❗ ご注意事項

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- スマート行使による議決権行使は1回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくといインターネットサイトへアクセスできます。)

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

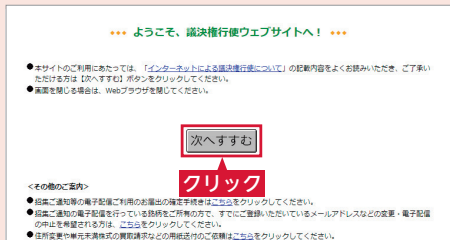
三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031

受付時間 | 午前9時～午後9時 土曜・日曜・祝日も受付

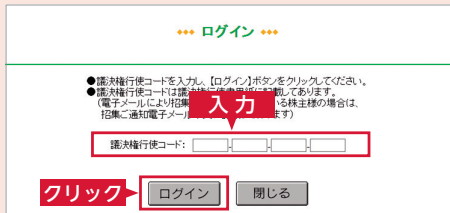
パソコン向けサイトのアクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



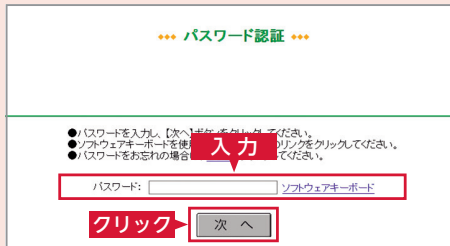
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会インターネットライブ配信のご案内

1. 配信日時

配信日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時から

※議長席及び役員席付近のみを映した映像となりますが、質疑等の際には、やむを得ずご出席株主様が映りこんでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. パソコン、タブレット又はスマートフォンからのアクセス方法

下記のURL又はQRコードから株主総会のページにアクセスし、IDとパスワードを入力してください。

URL <https://v.srdb.jp/2804/2026soukai/>

ID 株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）

パスワード 郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字／ハイフン不要）

※議決権行使のパスワードとは異なりますので、ご注意ください。

ライブ配信
視聴用QRコード



3. ご視聴に関する注意事項とお願い

- 本ライブ配信を通じて議決権行使やご質問等はできません。あらかじめご了承いただき、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ご視聴に伴う通信料金等は株主様のご負担となります。
- ご利用の機器や通信環境によっては、映像や音声に不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合がございます。
- ライブ配信のご視聴は、株主様本人のみに限定させていただいております。代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ライブ配信の写真撮影、録音、録画等の行為及びSNS等への無断公開は固くお断りいたします。
- ライブ配信画面に接続できないなどのトラブルが発生した場合は、以下のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

<ライブ配信のID及びパスワードに関するお問い合わせ窓口：株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社>

☎：0120-782-041

受付期間：招集ご通知ご到着から株主総会当日まで 平日 午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

<ライブ配信の接続等に関するお問い合わせ窓口>

☎：0120-695-004

受付期間：株主総会当日 午前9時30分～午前11時30分まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当政策に基づき、当社の業績や財務状況、成長戦略等を総合的に勘案した上で、株主の皆様への利益還元を基本とし、総還元性向60%を目標とする方針のもと、下記のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 金 25円 (普通配当20円、特別配当5円) 配当総額 319,175,425円 これにより、2025年12月にお支払いしております中間配当金 (1株につき金20円) と合わせた年間配当金は、1株につき金 45円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の候補者につきましては、指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会にて決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、各候補者とも当社の取締役の選任方針・基準に従い適正に選定されているため、特段の意見がない旨を確認しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	属性	取締役会出席状況
1	いし がき ひさ とし 石垣 幸俊	代表取締役 社長執行役員	再任	14/14回 (100%)
2	さ えき まい 佐伯 舞	取締役 専務執行役員	再任	14/14回 (100%)
3	たけ ち まさ ゆき 武市 雅之	取締役 常務執行役員	再任	14/14回 (100%)
4	おお かわら やすし 大河原 泰	—	新任 社外 独立	—/—回 (—%)

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者
番号

1

いしがき ひさとし
石垣 幸俊 (1954年7月4日生)

再任



▶ 略歴、当社における地位及び担当

1978年10月	当社入社	2011年 6月	当社専務取締役
2000年 4月	当社マーケティング室長	2017年 4月	当社代表取締役社長
2000年 6月	当社取締役マーケティング室長	2018年 4月	当社代表取締役社長執行役員
2001年 4月	当社取締役経営企画室長	2019年 4月	当社代表取締役社長執行役員 品質管理部担当
2005年 9月	当社取締役	2020年 4月	当社代表取締役社長執行役員 現在に至る
2008年 6月	当社常務取締役		

所有する当社株式の数
36,700株

▶ 重要な兼職の状況

イカリソース株式会社 取締役

取締役会 出席状況

14/14回
(100%)取締役候補者
とした理由

石垣幸俊氏は、2005年から2023年まで、当社の中核子会社となった関西の老舗ソースメーカーであるイカリソース株式会社の代表取締役を務め、また、2017年4月からは当社代表取締役社長としてグループ全体を統括し、グループ経営者としての豊富な経験と実績を有しております。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

2

さえき まい
佐伯 舞 (1971年4月5日生)

再任



▶ 略歴、当社における地位及び担当

1995年 4月	当社入社	2024年 6月	当社取締役常務執行役員経営企画 室長
2019年 4月	当社マーケティング部長	2025年 4月	当社取締役専務執行役員経営企画 室担当兼総務人事部担当兼経営企 画室長
2021年 4月	当社執行役員商品企画部担当兼 研究開発部担当兼商品企画部長	2026年 4月	当社取締役専務執行役員経営企画 室担当兼経営企画室長 現在に至る
2023年 4月	当社執行役員経営企画室担当兼 ガバナンス室担当兼経営企画室長 兼ガバナンス室長		
2024年 4月	当社常務執行役員経営企画室長		

所有する当社株式の数
3,000株

▶ 重要な兼職の状況

イカリソース株式会社 取締役執行役員

取締役会 出席状況

14/14回
(100%)取締役候補者
とした理由

佐伯舞氏は、入社以来、研究開発、商品開発、品質保証業務等に従事し、2023年4月からは経営企画室及びガバナンス室を担当し、生産体制の再構築の推進、主要商品の価格改定、54年ぶりとなるレギュラーソースのリニューアル及びその市場定着化を目的としたマーケティング戦略の立案と実行等に関し、大いにその力を発揮いたしました。2025年4月からは総務人事部を担当するとともに、グループの経営全般の管理監督にも積極的に関与するなど豊富な経験と実績を有しております。引き続き同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

たけち まさゆき
武市 雅之 (1965年1月1日生)

再任



所有する当社株式の数
2,500株
取締役会 出席状況
14/14回
(100%)

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1989年 4月 当社入社
2008年 4月 当社関東支店長
2009年 4月 当社広域量販支店長
2014年 4月 当社量販支店長
2016年 4月 当社執行役員首都圏販売部長
2019年10月 サンフーズ株式会社代表取締役社長

2023年 4月 当社常務執行役員
2023年 6月 当社取締役常務執行役員 (現在)
2024年 4月 イカリソース株式会社社会長執行役員
2024年 6月 イカリソース株式会社代表取締役
会長執行役員
現在に至る

▶ 重要な兼職の状況

イカリソース株式会社 代表取締役会長執行役員

取締役候補者
とした理由

武市雅之氏は、入社以来ほぼ一貫して営業部門に勤務し、2016年4月には当社執行役員に就任し、2019年10月から2024年3月までは子会社であるサンフーズ株式会社の代表取締役社長として、2024年4月からは子会社であるイカリソース株式会社の会長執行役員として、同年6月からは同社代表取締役会長執行役員として、各社の社内体制の整備や業績の改善に貢献するなど、経営者としての経験と実績を有しております。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

おおかわら やすし
大河原 泰 (1962年7月12日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数
一株
取締役会 出席状況
—/—回
(—%)
社外取締役在任期間
一年

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 三菱商事株式会社入社
1997年 4月 ドイツ三菱商事会社生活産業部
マネージャー
2004年 7月 三菱商事株式会社本店セメント
ユニット マネージャー
2008年10月 Toyo Tire Europe GmbH
エグゼクティブバイスプレジデント
2012年 4月 ドイツ三菱商事会社生活産業部ゼネ
ラルマネージャー兼欧州三菱商事会
社生活産業部部門担当

2017年 5月 TOYO TIRE株式会社グローバル
サプライ推進室室長 (本部長)
2019年 7月 株式会社ジェーシー・コムサ (現株式
会社デルソーレ) 執行役員代表取締
役社長補佐
2020年 6月 同社取締役
2022年 6月 株式会社デルソーレ常務取締役戦略
企画管掌
2023年 6月 同社代表取締役社長
2025年12月 同社代表取締役社長退任

▶ 重要な兼職の状況

社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割

大河原泰氏は、株式会社デルソーレの前代表取締役社長として上場企業の経営経験を有しており、当社の経営全般に関する有益な助言及び監督機能を発揮していただけるものと期待しております。さらに同社の代表取締役社長に就任する以前は大手商社に勤務しており、海外勤務の経験も豊富に有していることから、当社の海外展開に関しても適切な助言と提言をしていただけるものと期待しており、同氏が当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大河原泰氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、大河原泰氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、大河原泰氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失の一部を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 6. 大河原泰氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス機能のさらなる充実を目的として専門的知見を有する社外取締役を1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	佐藤勝敏	社長執行役員付部長	新任	—/—回 (—%)	—/—回 (—%)
2	永島恵津子	社外取締役 監査等委員	再任 独立	14/14回 (100%)	14/14回 (100%)
3	宮園伸吾	社外取締役	新任 独立	14/14回 (100%)	—/—回 (—%)
4	中村京子	—	新任 独立	—/—回 (—%)	—/—回 (—%)

再任 再任監査等委員である
取締役候補者

新任 新任監査等委員である
取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者
番号

1

さとう かつとし
佐藤 勝敏 (1964年2月7日生)

新任

所有する当社株式の数
1,200株

取締役会 出席状況

—/—回
(—%)

監査等委員会 出席状況

—/—回
(—%)

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 株式会社光建入社
2000年10月 当社入社
2006年 4月 当社総務部総務人事グループリーダー
2020年11月 サンフーズ株式会社出向

2023年 6月 同社取締役専務執行役員
2025年 4月 当社総務人事部長
2026年 4月 当社社長執行役員付部長

取締役候補者
とした理由

佐藤勝敏氏は、長年の当社総務部門での経験を通じて当社の内部統制やコンプライアンス体制の実態を深く理解しており、実効性ある監査を行うことができること、及び、社内の人的ネットワークや組織文化に精通しており、現場の声を吸い上げ潜在的な問題を早期に発見することが期待できることから、同氏が監査等委員である取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

ながしま えつこ
永島 恵津子 (1954年8月23日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数
13,000株

取締役会 出席状況

14/14回
(100%)

監査等委員会 出席状況

14/14回
(100%)

社外取締役在任期間

10年

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1978年10月 等松・青木監査法人
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
1980年 7月 公認会計士附柴会計事務所入所
1982年10月 公認会計士登録
**1988年 6月 公認会計士永島会計事務所開設代表
(現在)**
2008年 4月 監査法人ベリタス代表社員
2015年 6月 当社社外監査役

2016年 6月 当社社外取締役 [監査等委員] (現在)
2019年 6月 住友ベークライト株式会社
社外監査役
2020年 6月 株式会社ファルコホールディングス
社外監査役
2021年 6月 株式会社ファルコホールディングス
社外取締役
**2021年 6月 住友ベークライト株式会社
社外取締役
現在に至る**

▶ 主な兼職の状況

公認会計士永島会計事務所代表
住友ベークライト株式会社社外取締役

社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割

永島恵津子氏は、公認会計士として企業会計に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての知見及び他社における社外監査役・社外取締役としての経験を活かした経営に対する助言及び提言を期待しております。引き続き、同氏が監査等委員である取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

みやぞの しんご
宮園 伸吾 (1979年2月5日生)

新任

社外

独立



▶ 略歴、当社における地位及び担当

2001年 4月 ダイヤルパッドジャパン株式会社入社
2001年12月 新日本監査法人
(現EY新日本有限責任監査法人) 入所
2003年 6月 あずさ監査法人
(現有限責任あずさ監査法人) 入所
2004年 4月 公認会計士登録
2005年10月 株式会社リサ・パートナーズ入社
2007年 9月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ入社

2009年 7月 税理士登録
2011年 4月 宮園会計事務所開設代表 (現在)
2012年 7月 アスタミューゼ株式会社社外監査役
(現在)
2023年 6月 当社社外取締役 (現在)
2025年 6月 株式会社WECARS社外監査役
現在に至る

所有する当社株式の数
700株
取締役会 出席状況
14/14回
(100%)
監査等委員会 出席状況
一/一回
(一%)
社外取締役在任期間
3年

▶ 重要な兼職の状況

宮園会計事務所 代表
アスタミューゼ株式会社 社外監査役
株式会社WECARS 社外監査役

社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割

宮園伸吾氏は、公認会計士として会計監査、財務デューデリジェンス及び株価算定等の業務に従事し、財務、会計の高度な専門的見識を有しております。同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての知見及びこれまで培ってきた経験や専門性を活かした経営に対する助言及び提言を期待しており、同氏が監査等委員である取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

なかむら きょうこ
中村 京子 (1979年10月5日生)

新任

社外

独立



▶ 略歴、当社における地位及び担当

2002年 4月 アサヒビール薬品株式会社 (現アサヒグループ食品株式会社) 入社
2011年12月 弁護士登録
2012年 1月 弁護士法人AK法律事務所入所

2019年12月 農林水産省食料産業局入局
2022年 1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所
2025年 1月 同事務所パートナー就任

所有する当社株式の数
一株
取締役会 出席状況
一/一回
(一%)
監査等委員会 出席状況
一/一回
(一%)
社外取締役在任期間
一年

▶ 主な兼職の状況

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー

社外取締役候補者
とした理由及び
期待される役割

中村京子氏は、食品関連企業での品質保証業務経験に加え、官公庁での行政実務に携わりながら弁護士として企業法務、知的財産及び食品関係法務を中心に法律家としての高度な専門的知見を有しております。同氏は、過去に、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の事業実務への理解と法律専門家としての見地から当社の法務面に関する有益な助言を期待しており、同氏が監査等委員である取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 永島恵津子氏、宮園伸吾氏及び中村京子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、永島恵津子氏及び宮園伸吾氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。当社は、両氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、中村京子氏が社外取締役に選任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、永島恵津子氏及び宮園伸吾氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失の一部を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。当社は、両氏が社外取締役に選任された場合には、上記補償契約を継続する予定であります。
6. 当社は、中村京子氏が社外取締役に選任された場合には、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 永島恵津子氏及び宮園伸吾氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
9. 中村京子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

取締役会メンバー（予定）のスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役体制は以下のとおりとなります。

氏名	会社における地位	社外独立	知識・経験・能力等					
			企業経営	サステナビリティ・ESG	人材戦略・組織開発・DX	マーケティング・販売	製造・研究開発	法務・リスク管理
石垣 幸俊	代表取締役 社長執行役員		○	○	○	○		○
佐伯 舞	代表取締役 専務執行役員			○	○	○	○	○
武市 雅之	取締役 常務執行役員		○		○	○	○	
大河原 泰	取締役	○	○			○		
佐藤 勝敏	取締役 常勤監査等委員				○			○
永島恵津子	取締役 監査等委員	○	○	○				○
宮園 伸吾	取締役 監査等委員	○		○				○
中村 京子	取締役 監査等委員	○					○	○

※上記一覧表は、各氏の知識・経験・能力の中でも、特に期待する領域に焦点を当てたものです。

※上記一覧表の会社における地位は、本株主総会終了後の取締役会の決議を前提としています。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2025年6月26日開催の第100回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役九里和男氏の選任の効力が失効いたしますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p>く の り かず お 九 里 和 男 (1956年1月8日生)</p>	<p>1974年4月 国税庁入庁 2009年7月 萩税務署長 2014年7月 東京国税局調査第一部次長 (特別国税調査官担当) 2015年7月 京橋税務署長 2016年8月 税理士登録 2016年8月 九里和男税理士事務所開設 代表(現在) 2020年6月 株式会社インプレスホールディングス 社外監査役 現在に至る</p>	<p>— 株</p>

補欠の監査等委員である 社外取締役候補者とした 理由及び期待される役割

九里和男氏は、長年にわたり、税務及び経理業務の経験と税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。同氏は、社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の専門的知見及び経験に基づき、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと期待し、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者としていたしました。

- (注) 1. 九里和男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 九里和男氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 九里和男氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 九里和男氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失の一部を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。九里和男氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 九里和男氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしていることから、同氏の選任が承認され、監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）は、国内において雇用・所得環境の改善や訪日外国人の増加はあるものの、物価上昇や米国の関税政策、為替相場の動向により、消費者の更なる節約志向や原料調達リスクなどが懸念され、今後の先行きは不透明さを増しております。

このような状況の中、当社グループは第11次中期経営計画「B-Challenge2025」の最終年度として、成長戦略である3テーマ（国内戦略・海外戦略・VC（バリューチェーン）戦略）の完遂をめざし事業を進めてまいりました。国内戦略では、業務用販路の開拓で一定の成果が得られたものの、グループ各社のブランド価値を活用し販売活動を進めた家庭用商品については、消費者の節約志向、低価格志向の高まりなどにより消費量が伸び悩む結果となりました。海外戦略では、注力した北米とともに欧州、アジア・オセアニアなどにおいて販売が伸びました。しかし、現地の消費者におけるソースおよびソースメニューの認知度はまだまだ低く、大きな成長には繋がっていないことから、外食店でのソースメニュー拡大と当社ブランドの認知獲得をめざし、外食企業との商談を活発化させてまいります。VC戦略では、成長に向けた施策やサステナブルバリューチェーンの実現にむけた活動を進めました。資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、2025年5月に旧鳩ヶ谷工場跡地を売却するとともに政策保有株式の売却や、自己株式の取得を積極的に行っております。

各カテゴリー別の売上高は、下記のとおりです。

(国内)

「家庭用ソース」は、米価高騰の影響で「お好みソース」「焼そばソース」などの専用ソース類の販売が好調に推移いたしました。一方で、主力商品である「ウスター、中濃、とんかつソース」の販売がふるわず、前年同期比1.3%減の81億2千万円となりました。

「業務用ソース」は、好調な外食市場を中心にスーパーマーケットの惣菜関連、給食向けも拡大し、前年同期比6.3%増の42億7千7百万円となりました。

「家庭用（ソース以外）ドレッシング・たれ等」では、「&ブルドックドレッシング」が新シリーズ「素材を味わうドレッシングプレミアム」3種と定番のラインナップが好調に推移する一方で、「野菜のドレッシング」は販売戦略変更に伴う取扱店舗数減少の影響が続きました。この結果、売上高は前年同期比9.4%減の10億5千3百万円となりました。

「家庭用（ソース以外）その他」は、前年同期比1.6%減の5億3千8百万円となりました。

(海外)

「輸出」は、北米西部における販売強化に加えて、欧州、アジア・オセアニアで販売が拡大したことにより、前年同期比2.1%増の5億4千7百万円となりました。

「現地法人（上海）」は、日系企業に加えて中国系企業への売上が徐々に増加しており、前年同期比25.2%増の1億5千万円となりました。

この結果、売上高は前年同期比0.5%増の146億8千8百万円となりました。

利益面では、生産拠点の中心であるTATEBAYASHIクリエイションセンター（TCC）において生産性向上に向けた取組みを継続しコスト削減を進めると共に、販売戦略の変更等により当連結会計年度の収益性が大幅に向上し、営業利益は前年同期比174.9%増の6億1千3百万円となりました。経常利益は投資有価証券売却益などにより13億1千8百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は旧鳩ヶ谷工場跡地売却に伴う固定資産売却益21億5千万円の計上などにより24億4千万円となりました。

「家庭用ソース」の主力商品である「ウスター、中濃、とんかつソース」の売上拡大策として、幅広い世代に支持されている「パンどろぼう」とのコラボキャンペーンを中心に、店頭とSNSで連動しソースメニューを楽しむプロモーションを全国で展開しました。また、2026年2月に新発売した世界の味が楽しめる「ワールドスパイスソース麻辣たれ240g、ジャークソース235g」、刺激的な味わいの「ストロングソース鬼辛200ml、鬼にんにく200ml」は、スーパーなどの販路に加えてアミューズメントショップ、外食店舗など新たな販路開拓が進み、若年層を含めたターゲットへのアプローチに繋がっております。「業務用ソース」においては、伸長が続く外食市場への提案に加えて、加工食品メーカーなどの販路開拓を強化し、更なる売上獲得をめざしてまいります。また、グループ全体で新システムを導入したことにより生産性を向上させると共に、市場環境に柔軟に対応する安定的な原料調達体制の構築を進めてまいります。

(2) 重要な設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は2億7千万円となりました。

主に、主要工場（ブルドックソース TATEBAYASHIクリエイションセンターとイカリソース西宮工場）への新規投資及び既存の製造設備更新に係るものです。

(3) 重要な資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題等

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

①経営方針

i. ブルドックグループの基本方針

イ. 企業目的：自然の恵みのおいしさで、食の幸せを世界に広げるブルドックグループ

ロ. 事業領域：ソース事業領域をたれ・ドレッシング類まで広げていくとともに、原材料（香辛料・酢）を活かした事業や、外食店などにも可能性を求めていきます

ハ. 経営理念：「幸福感を味わえる商品の提供」

・ 幸福感とは全ての方が元気に暮らすことと考えます

・ 品質を第一に「安全・安心・信頼」できる企業を目指します

・ 新しい価値を創出し、ホッとするおいしさ、今までにない楽しさを提供する企業を目指します。

以上のブルドックグループの基本方針をもとに企業コンセプトを「自然の力とおいしさで、食の幸せと健康をサポートする企業を目指します」とし、企業スローガンを「食の幸せのとなり」に」としております。

②対処すべき課題

2026年度は、ブルドックグループ長期ビジョン「BGI2032」の実現に向けて、基本戦略3テーマ（国内・海外・VC）の進捗状況を踏まえ、以下の通り取り組んでまいります。

i. 国内戦略：国内市場におけるリーディングカンパニーの地位確立

中東情勢の影響等により消費者の節約志向が高まる一方、ワークスタイルの変化等による消費者ニーズの多様化が進み、消費動向は益々複雑化するものと想定しております。

家庭用市場においては、当社グループの「ソース」「ドレッシング・たれ等」の幅広い商品ラインナップを活用し、国内シェア拡大、売上および利益の拡大に取り組めます。また、業務用市場におきましては、伸長する外食企業、スーパー惣菜向け需要の深耕および原料加工ユーザーの拡大を強化し、売上および利益の拡大を目指してまいります。

ii. 海外戦略：ブルドックグループの海外ローカライズ

海外戦略においては、ソースおよびソース文化の啓発の必要性を改めて認識しております。海外戦略の成長基盤として、輸出事業の拡大を着実に進めてまいります。同時に、長期的な成長投資としての海外進出については、現在、徐々に現地市場での成果を獲得し始めた上海の現地法人、進出対象候補であるベトナムを中心としたアジア地域などをターゲットとして、現地消費者ニーズに応える事業モデルの実現に注力してまいります。

iii. VC戦略：持続的成長を実現するための経営変革

中東情勢等が非常に不透明な状況を踏まえ、原料の安定供給に向けた取り組みを進めるとともに、生産性向上による効率化、業務改革や設備改良等を通じて、生産対応力の一層の強化を進めてまいります。

加えて、販売・管理領域におけるDXの推進、AIの積極的な導入、専門人材の育成などにより、社員一人ひとりが活躍できる環境づくりを進め、生産性の大幅な向上を目指してまいります。

財務戦略におきましては、2024年7月に開示した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」をさらに推進するべく、株主還元の実現、保有株式の縮減に加え、成長するための戦略投資に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第98期	第99期	第100期	第101期 (当連結会計年度)
	(2022年4月から 2023年3月まで)	(2023年4月から 2024年3月まで)	(2024年4月から 2025年3月まで)	(2025年4月から 2026年3月まで)
売上高 (百万円)	13,529	14,482	14,617	14,688
経常利益 (百万円)	1,234	674	864	1,318
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	595	145	623	2,440
1株当たり当期純利益 (円)	44.64	10.89	46.91	190.21
総資産 (百万円)	36,300	33,747	32,474	37,309
純資産 (百万円)	20,257	21,460	21,445	25,261
1株当たり純資産額 (円)	1,517.85	1,606.84	1,634.01	2,003.37

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イカリソース株式会社	350,000千円	100.0%	ソース類の製造販売
サンフーズ株式会社	20,000千円	100.0%	ソース類の製造販売
富留得客食品(上海)有限公司	100,000千円	100.0%	ソース類の製造販売

(7) 主要な事業内容

ソース類の製造販売

(8) 主要な事業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社の事業所及び工場

本 店 東京都中央区

支 店 札幌（北海道札幌市白石区）、仙台（宮城県仙台市若林区）、
 関東（栃木県宇都宮市）、名古屋（愛知県名古屋市名東区）、
 大阪（大阪府大阪市福島区）、福岡（福岡県福岡市博多区）

工 場 館林（群馬県館林市）

② 主要な子会社の事業所及び工場

イカリソース株式会社

本 店 兵庫県西宮市（本社事務所 大阪府大阪市福島区）

工 場 西宮（兵庫県西宮市）

サンフーズ株式会社

本店・工場 広島県広島市南区

富留得客食品（上海）有限公司

本 店 中国上海市

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ソース類製造販売事業	229名	△7名
全社（共通）	53名	△6名
合 計	282名	△13名

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状態

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
199名	△15名	43.7才	17.1年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。

③ 当社の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 3			補足説明
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
22.0	100.0	70.0	77.1	92.3	—

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。引き続き、管理職に占める女性労働者の割合の向上に努めてまいります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25条)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 労働者の男女の賃金は、給与規程に基づいた基本給与手当に差はなく、男女の平均年齢や勤続年数の違いで差異が生じています。

4 2025年度は、管理職に占める女性労働者の割合23.0%、全労働者の男女の賃金の差異71.0%を達成することを目標としておりましたが、それぞれ22.0%、70.0%と及びませんでした。2026年度にはこの目標を達成できるよう施策を実行してまいります。なお、男性労働者の育児休業取得率は引き続き、100.0%を維持すべく取り組んでまいります。

5 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異の正規雇用労働者は、シニア社員を含めて算出しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,409,232千円
株式会社三菱UFJ銀行	700,000千円
株式会社みずほ銀行	350,000千円
株式会社福岡銀行	350,000千円
株式会社あいち銀行	350,000千円
株式会社日本政策金融公庫	93,420千円
広島信用金庫	41,127千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式総数 13,208,780株 (自己株式441,763株を含む。)
- (3) 株主数 18,129名
- (4) 大株主 (上位10名) の状況

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	794千株	6.22%
興和株式会社	720千株	5.64%
ブルドック持株会	569千株	4.46%
佐藤食品工業株式会社	467千株	3.66%
日本生命保険相互会社	441千株	3.46%
養命酒製造株式会社	372千株	2.92%
株式会社福岡銀行	372千株	2.92%
ウェルネオシュガー株式会社	293千株	2.30%
株式会社あいち銀行	260千株	2.04%
株式会社テクノ菱和	240千株	1.88%

- (注) 1. 当社は、自己株式 (441,763株) を保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (441,763株) を控除して計算しており、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
 4. 当社は、「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託が保有する当社株式については、上記持株比率の算定上、発行済株式総数から控除しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	石 垣 幸 俊	イカリソース株式会社 取締役
取締役専務執行役員	佐 伯 舞	経営企画室担当兼総務人事部担当兼経営企画室長 イカリソース株式会社 取締役執行役員
取締役常務執行役員	武 市 雅 之	イカリソース株式会社 代表取締役会長執行役員
取締役	宮 園 伸 吾	宮園会計事務所 代表 アスタミューゼ株式会社 社外監査役 株式会社WECARS 社外監査役
取締役 (常勤監査等委員)	山 本 精一郎	
取締役 (監査等委員)	石 川 博 康	アーク法律事務所 代表弁護士 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外監査役
取締役 (監査等委員)	永 島 恵津子	公認会計士永島会計事務所 代表 住友ベークライト株式会社 社外取締役

- (注) 1. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために山本精一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役宮園伸吾氏並びに取締役（監査等委員）石川博康氏及び永島恵津子氏は、社外取締役であります。
3. 取締役宮園伸吾氏及び取締役（監査等委員）永島恵津子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役宮園伸吾氏並びに取締役（監査等委員）石川博康氏及び永島恵津子氏は、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出を行っております。

5. 当社は業務執行機能を充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化するため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員を兼務する取締役を除く執行役員4名の氏名及び担当は次のとおりであります。

鈴木美奈子	商品企画部担当兼R&Dラボ担当兼商品企画部長 サンフーズ株式会社 取締役
柴崎 強	経理室担当兼システム開発部担当兼経理室長 富留得客食品（上海）有限公司 監事
関根 進	営業統括兼海外事業推進室担当兼業務用推進室担当兼 営業戦略室長兼業務用推進室長代行 富留得客食品（上海）有限公司 董事
並木弘行	原料調達室担当兼館林ファクトリー担当兼QC室担当兼ロジスティック室担当 兼TATEBAYASHIクリエイションセンター長 サンフーズ株式会社 取締役

なお、2026年4月1日現在の取締役及び執行役員の地位、担当及び重要な兼職の状況は次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	石 垣 幸 俊	イカリソース株式会社 取締役
取締役専務執行役員	佐 伯 舞	経営企画室担当兼経営企画室長 イカリソース株式会社 取締役執行役員
取締役常務執行役員	武 市 雅 之	イカリソース株式会社 代表取締役会長執行役員
取締役	宮 園 伸 吾	宮園会計事務所 代表 アスタミューゼ株式会社 社外監査役 株式会社WECARS 社外監査役
取締役（常勤監査等委員）	山 本 精 一 郎	
取締役（監査等委員）	石 川 博 康	アーク法律事務所 代表弁護士 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外監査役
取締役（監査等委員）	永 島 恵 津 子	公認会計士永島会計事務所 代表 住友ベークライト株式会社 社外取締役
常務執行役員	鈴 木 美 奈 子	商品企画部担当兼R&Dラボ担当兼商品企画部長 サンフーズ株式会社 取締役
常務執行役員	柴 崎 強	総務人事部担当兼経理室担当兼システム開発部担当兼総務人事部長 富留得客食品（上海）有限公司 監事
執行役員	関 根 進	営業統括兼海外事業推進室担当兼業務用推進室担当兼 営業戦略室長兼業務用推進室長 富留得客食品（上海）有限公司 董事
執行役員	並 木 弘 行	原料調達室担当兼館林ファクトリー担当兼QC室担当兼ロジスティック室担当 兼TATEBAYASHIクリエイションセンター長 サンフーズ株式会社 取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役宮園伸吾氏並びに取締役（監査等委員）石川博康氏及び永島恵津子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役宮園伸吾氏並びに取締役（監査等委員）石川博康氏及び永島恵津子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失の一部を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる、損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとなります。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2020年3月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は、「役員報酬は持続的な企業価値向上を動機づけるものとし、役割責任や業績を適切に反映させる」というものであります。役員報酬等は中長期にわたる企業価値向上という使命にインセンティブとして有効に機能すべきものであり、役員の役割と責任、業績に報いるものとし、また優秀な人材を確保する観点からも一定の水準を満たすこととしております。

- i. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の報酬の総額の上限及び監査等委員である取締役全員の報酬の総額の上限は、株主総会の決議によって決定いたします。

- ii. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、役員報酬規程、株式交付規程、役員賞与支給内規に基づいて算出し、独立社外取締役2名と社長執行役員1名で構成される指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定いたします。
- iii. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬と変動報酬（社外取締役を除く。）で構成されております。
 - イ. 固定報酬は、毎月固定額で支払われる報酬をいい、取締役基本報酬と執行役員基本報酬で構成されております。取締役基本報酬は代表取締役、業務執行取締役、非業務執行取締役（社外取締役を除く。）、社外取締役の区分に応じ一定額を設定しており、執行役員基本報酬は、執行役員の役位別の最低保障額と最高限度額を定め、目標達成度に基づいてその範囲内で決定しております。
 - ロ. 変動報酬は、役員賞与と業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）で構成されており、以下のとおり算定されます。

(a) 役員賞与

役員賞与の支給総額は、株主総会で決議された報酬等の限度額から、当事業年度に支給された固定報酬の総額を減じた金額を上限とし、役職位に応じて配分いたします。

役員賞与の支給の有無、支給総額及び個人別支給金額は、指名報酬委員会の答申を受け、毎年4月の取締役会で決定し、連結営業利益確定日の翌日から1か月以内に支給することとしております。

役員賞与の個人別支給金額は、各取締役が兼務する執行役員の職位に応じてポイントを定め、取締役でない執行役員に対する賞与のポイントを含めたポイントの合計で、支給総額を除いた金額に、各役職位別ポイントを乗じて算出しております。役職位別ポイントは以下のとおりであります。

代表取締役 社長執行役員	代表取締役 副社長執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員	常務執行役員	執行役員
10	8	7	6	5	4

役員賞与の支給総額は、取締役でない執行役員に対する賞与支給額を合算して、当事業年度の連結営業利益が目標を上回る部分の50%とし、かつ1億円を上限としております。ただし、その上回る部分の金額が5百万円未満の場合は支給しないこととしております。なお、業績指

標として連結営業利益を選定した理由は、取締役が果たすべき業績責任を測る上で最も適切な指標の一つであり、より高い連結営業利益水準を目指すことで、持続的成長と企業価値向上を図るためであります。

(b) 業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。）を対象に、信託を通じて当社の株式を交付する取引を行っております。

当社は、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度を導入いたしました。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、株式交付規程に従い、各事業年度の業績目標の達成度に応じたポイント及び役位に応じた一定のポイントを各取締役に付与し、取締役の退任時等にその累積ポイントに応じて当該信託から当社株式の交付を行います。

なお、本制度の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益の目標達成率であります。業績指標として連結営業利益の目標達成率を選定した理由は、取締役が果たすべき業績責任を測る上で、連結営業利益の目標達成率は最も適切な指標の一つであり、より高い連結営業利益水準の達成を目指すことで、持続的成長と企業価値向上を図るためであります。

iv. 監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬とし、監査等委員の協議により決定します。

② 取締役の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動型報酬		退職慰労金	左記のうち 非金銭 報酬等	
			役員賞与	BIP信託			
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	124,463 (6,000)	102,600 (6,000)	3,683 (—)	18,180 (—)	—	18,180 —	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	37,500 (12,000)	37,500 (12,000)	(—)	—	—	—	3 (2)
計 （うち社外取締役）	161,963 (18,000)	140,100 (18,000)	3,683 (—)	18,180 (—)	—	18,180 —	7 (3)

- (注) 1. 2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額）は、3億円であります。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（監査等委員である取締役を除く。）でありました。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会が、原案について決定方針との整合性を含め客観的かつ公正に検討を行うため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。さらに独立社外取締役2名を含む3名で構成される監査等委員会は、取締役会において決定された各取締役の報酬が、取締役の報酬の決定方針に基づいているか否かの観点から検討を行い、報酬決定に係る手続は適正であり、決定された報酬額も妥当であると判断しております。
2. 2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において決議された監査等委員である取締役の報酬限度額（年額）は、5千万円であります。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名でありました。
3. 2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において決議された「役員報酬BIP信託」における信託の上限額は、5事業年度からなる対象期間ごとに合計3億円であります。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（監査等委員である取締役を除く。）でありました。
4. 業績連動型報酬である「役員賞与」及び「役員報酬BIP信託」の算定方法並びに算定において基礎となる業績指標及び当該業績指標の選定理由は、「①取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載のとおりです。なお、当事業年度において役員賞与の業績指標として使用した連結営業利益の実績は、「1. 企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
5. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役3名）であります。

(6) 社外役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員各氏の以下の兼職先と当社との間に重要な取引その他特別な関係はありません。

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役	宮園 伸吾	宮園会計事務所 代表 アスタミューゼ株式会社 社外監査役 株式会社WECARS 社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	石川 博康	アーク法律事務所 代表弁護士 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	永島 恵津子	公認会計士永島会計事務所 代表 住友ベークライト株式会社 社外取締役

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮園 伸吾	公認会計士としての会計監査業務、財務デューデリジェンス及び株価算定等の業務経験を活かした、経営に対する様々な助言・提言を期待しております。当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席し、財務及び会計の専門的見地から、経営上有用な助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	石川 博康	弁護士としての高い専門性を活かした経営に対する助言及び提言を期待しております。当事業年度開催の取締役会14回中13回に、また、監査等委員会14回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、当年度開催の指名報酬委員会3回中2回に出席し、取締役の報酬等の額及び体系、取締役及び執行役員の選任等について審議・検証を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	永島 恵津子	公認会計士としての会計監査業務及び他社における社外監査役・社外取締役としての経験を活かした経営に対する助言及び提言を期待しております。当事業年度開催の取締役会14回中14回に、また、監査等委員会14回中14回に出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当年度開催の指名報酬委員会3回中3回に出席し、取締役の報酬等の額及び体系、取締役及び執行役員の選任等について審議・検証を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区別しておらず、かつ実質的にも区分することができないため、上記の金額は、これらの合計額を記載しております。なお、金額には消費税等を含めておりません。
2. 監査等委員会は、会計監査人から提出された当事業年度の監査計画における監査予定時間、監査体制、業務内容等について、過年度の監査計画との比較及び活動実績結果の評価、会計監査人の職務の遂行状況等を検証した結果、監査人の報酬等の額について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬700千円を支払っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定するほか、会計監査人の独立性及び専門性等に疑義が生じる事由が発生し、会計監査人の職務の適切な遂行が困難であると認められる場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定する方針であります。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針を、以下のとおり制定しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が定めた取締役会規則をはじめとする取締役又は取締役会に係る諸規程、業務運営ルール及び関係会社管理規程に従い、取締役の職務を執行し、以て当社グループのコンプライアンス体制の確立を図る。

取締役は、業務執行上、法令定款に違反するような事実を発見した場合には、遅滞なく代表取締役社長執行役員に対して報告するとともに、直近に開催される取締役会又は経営会議においてこれを報告する。またこの場合には、当該取締役は、速やかにこれを監査等委員会に対して報告する。

当社グループは、社会の一員として市民社会や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引等一切の関係を遮断するとともに、外部の専門家と緊密な連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及びその指揮・監督の下で当社の業務執行を行う執行役員及び使用人による職務執行に関する情報については、文書管理規程及び情報管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記載または記録して作成し、これらの記録を取締役会及び監査等委員会が定めた役員に関する諸規程に従い、保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの危機管理のための総合的な施策及び体制の維持及び改善を目的とした危機管理規程に従いリスク管理を統括する責任者を任命し、危機管理委員会を設置すること等により、リスクの現実化を未然に防止すべく、全社的な体制で対応する。

リスク管理を統括する責任者及び危機管理委員会は、危機管理のための総合的な施策並びに体制の維持、及び改善の検討を行って、想定されるリスクの現実化を防止する。

上記防止措置にもかかわらず、想定されていたリスク又は想定されていなかったリスクが現実化した場合には、危機管理規程に基づき臨時に設置される社長執行役員を本部長とする緊急対策本部が危

機管理体制を統括し、緊急対策本部員を指揮・監督して現実化したリスクの危機管理を迅速且つ適切に行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として月1回開催し、意思決定のスピード化に対応するため、業務執行に関する基本事項を審議するほか、業務執行機能をより充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化するため、執行役員制度を導入している。また業務執行上の重要事項の報告、及び経営に関する事項を協議する経営会議を原則として週1回以上開催して業務執行に関する基本的事項の意思決定を機動的に行う。

また、取締役会において中期経営計画及び単年度の事業計画を立案及び策定することにより、全社的に共有化される目標を設定し、それらの進捗状況について、定期的にレビューを行い、効率的な業務運営を推進する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、組織規程により業務分掌、職務権限等を明確に区分して規定するとともに、行動規範及び業務運営ルールの制定並びにコンプライアンスに関する研修等によって、執行役員及び使用人に対してコンプライアンスの周知徹底を行い、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを推進する。また、内部監査規程に基づき、社長執行役員直轄の監査室が、期初に策定した内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果を社長執行役員及び取締役会並びに監査等委員会に直接報告する。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の取締役は、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等との情報交換その他の連携体制を強化するとともに、子会社における業務の適正を確保する関係会社管理規程に従い、子会社の重要事項の執行について報告させる。また、同規程に基づき当社経営企画室が当社グループを統括し、当社監査等委員会及び監査室による内部監査を通じたモニタリングを行うことによって、子会社の取締役及び使用人の職務の執行についてコンプライアンスの確立及びリスクの適切な管理、対応等を推進する。

当社グループは、業務に係るリスクを洗い出し、グループ全体で危機発生時の対応に関する規程その他を整備する。

また、当社グループは、経営環境の変化に機動的に対応するための重要課題を抽出し、グループ各社の効率的な業務の執行に努める。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の求めに応じて配置する。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する場合には、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、その報酬、人事異動、並びに職務権限等についての決定は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との間で協議する。

また、当該使用人は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けず、監査等委員会の指示に従い職務に当たる。

⑨ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか経営会議その他の重要な会議に出席できるものとし、取締役から会社の業務執行に関する重要事項（内部監査の実施状況を含む。）について、適時に報告を受けられる体制をとり、決裁書その他の重要な資料を閲覧できるものとする。また、当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人は、取締役、執行役員又は使用人の不正行為又は法令・定款違反行為、会社に損害を及ぼすおそれのある事項その他当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項を発見したときは、遅滞なく監査等委員会に対して報告する。監査等委員会が必要と判断したときは、当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

また、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保し、その旨を当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知徹底する。

⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用を請求した場合、また、弁護士、公認会計士及び税理士等の外部の専門家を利用するための費用の支出を求める場合は、職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、当該費用を速やかに支給する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長執行役員との間で定期的な意見交換のための会合を行うとともに、会計監査人とも定期的に会合を行い、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

さらに、監査等委員会は、必要に応じ、内部監査を担当する監査室並びに弁護士、公認会計士、及び税理士等の外部の専門家との間で連携を図り、より効率的かつ効果的な監査を行う体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針に係る運用状況の概要については、以下のとおりであります。

- ① 取締役会を月1回以上計14回開催し、長期ビジョン、中期経営計画及び事業計画の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次業績の分析、評価するとともに法令・定款等への適合性及び業務適正性の観点から議案を審議いたしました。
- ② 取締役会議事録については、文書管理規程に則り、適切に保存及び管理をしております。業務執行機能の強化及び機動性の確保のため委任契約型の執行役員制度を導入しており、業務執行取締役及び執行役員で構成される経営会議を原則週1回開催して活発な意見交換を行い、取締役会決議に先立ち、重要案件等の一定の事項について適時適切な意思決定を行っております。
- ③ 監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、経営会議等重要な社内会議への出席や稟議書・決裁書等の閲覧の結果について共有するとともに、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、監査等委員会は、会社の監督機能を担う独立機関として、代表取締役社長執行役員及び会計監査人と定期的に会合し、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ④ 監査等委員は、社長執行役員直轄の内部監査部門の監査結果を閲覧するほか、内部監査部門と情報交換を実施する等連携を深め、監査の実効性を高めております。
- ⑤ 子会社における業務の適正を確保する関係会社管理規程に従い、子会社の重要事項の執行については、経営企画室が当社グループを統括し、監査等委員会及び監査室による内部監査を通じてモニタリングを行っております。
- ⑥ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、内部統制監査委員会が策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

- ⑦ 危機管理委員会は、事業継続に重大な影響を及ぼす緊急事態発生に備え、大規模自然災害、製品の欠陥のリスクに対する初動体制や連絡体制を整備し、より適切なリスク管理体制の強化に努めました。
- ⑧ インサイダー取引規制、情報セキュリティ、サステナビリティ、及びハラスメントなどコンプライアンスに関する社内研修・教育を当社グループ全体で実施し、法令遵守の意識向上に努め、違反が起きにくい組織風土の醸成を図りました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、一方的な株式の大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模な買付行為に関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が当該大規模な買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付行為が存在することも否定し得ません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 i. の企業価値向上への取組

み、及び、下記 ii. のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記①のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられます。したがって、これらの取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に資するものであると考えております。

i. 企業価値向上への取組み

当社は、1902年の創業以来、ウスターソース類の製造・販売を通じて培ってきた信頼とブランド力を基盤として、ソースの需要拡大と市場の活性化に努めるとともに、ソースメーカーNo.1のプレゼンスを確立することを目指し、ブランド力のより一層の向上に努めてまいりました。

2022年には、当社が創業120周年を迎えたことを機に、私たちが目指すべき未来を具現化したブルドックグループ長期ビジョン「Bull-Dog Global Innovation2032 (BGI2032)」を策定し、当社グループが目指すべき社会的価値として「世界のSauceを創造するブルドックグループ」を掲げました。その実現に向けた最初のステップとして、第11次中期経営計画「B-Challenge2025」(2023年度～2025年度)を策定し、「国内ソース市場におけるリーディングカンパニーの確固たる地位を確立する」をコンセプトに、新たな成長を見据えた体制の見直しと変革を進めてまいりました。

今後も引き続き、お客様にとって幸福感を味わっていただけるよう、「安全・安心・信頼」の商品づくりに取組み、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に最善の努力を尽くしてまいります。

ii. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、経営の透明性の向上と法令遵守を徹底し企業価値を向上させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、そのため経営環境の変化に迅速に対応できる内部統制システムの構築をしております。さらに企業倫理の徹底を行動規範として掲げ、企業倫理を社内に普及・浸透させるために様々な施策を講じて全社的な活動を展開するとともに、リスク発生を想定した緊急対応システムやリコールプランを制定するなど、安全で安心な商品を提供するためのリスク管理体制の整備も行っております。

コーポレート・ガバナンスの充実のための具体的な取組みとして、当社は、「コーポレート・ガバ

ナンス方針」を作成し、その後も「コーポレートガバナンス・コード」の改正等に合わせ随時改正・開示を行い、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

さらに、当社の監査等委員会の過半数は独立社外取締役で構成され、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化によりコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実とより透明性の高い経営の確保に努めております。現在は、監査等委員である取締役を含め、当社取締役7名のうち3名が独立社外取締役で構成されております。

また、当社は2020年4月1日に、役員報酬の評価・決定プロセスを、より客観性・透明性のある手続に従い行うことで、監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外取締役とする任意の報酬委員会を設置し、さらに2021年12月17日には報酬委員会に役員の選任、解任等に関する役割を追加し、新たに指名報酬委員会といたしました。

上記に加え、2022年11月4日に、持続的な社会の実現を目指すためにTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言への賛同を表明し、また、2023年4月1日に、当社グループの持続的成長を実現するための経営変革を推進していくことを目的として「サステナビリティ委員会」を取締役会の諮問機関として設置いたしました。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2025年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。また、2025年6月26日開催の当社第100回定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案については、株主の皆様のご承認を得ております。

本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、当該要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記①に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され

ることを防止するための取組みであります。

なお、本対応方針の有効期間は、2028年6月に開催予定の当社第103回定時株主総会の終結時までとしております。

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ掲載の2025年5月15日付プレスリリース「当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続について」（URL：https://ir.bulldog.co.jp/ja/ir/news/auto_20250515553502/pdfFile.pdf）をご参照ください。

④ 上記②及び③の取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

次に、上記③の取組みとして導入を決定した本対応方針は、必要な情報の事前の提供と大規模買付行為の内容の評価・検討等に必要な期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記③の取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

また、本対応方針に基づく対抗措置の発動等についての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か等の判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重することとしており、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(2)事前開示・株主意思の原則、(3)必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における

行動指針「企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」その他昨今の買収への対応方針に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策／買収への対応方針の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。なお、当社は、買収防衛策／買収への対応方針に関するコーポレートガバナンス・コードの原則(原則1-5、補充原則1-5①)をいずれも実施することとしております。以上のとおり、本対応方針については、その公正性・合理性を確保するための制度及び手続が定められております。

このように、上記③の各取組みも、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、企業価値の増大化と株主の皆様への適切な利益還元を図ることによって、会社及び株主の皆様のご利益の最大化を達成することを基本としております。この基本方針に基づき、利益配分につきましては、短期的な観点のみならず中長期的な観点からも、事業戦略実行のための適切な内部留保と株主の皆様への利益還元を行うことを基本とし、総還元性向60%を目標に適切な配当を行ってまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,142,594
現金及び預金	4,734,288
売掛金	4,220,336
商品及び製品	881,722
原材料及び貯蔵品	192,356
仕掛品	15,623
その他	98,266
固定資産	27,166,981
有形固定資産	12,869,451
建物及び構築物	6,637,262
機械装置及び運搬具	3,478,039
土地	2,534,940
その他	219,209
無形固定資産	164,905
投資その他の資産	14,132,624
投資有価証券	13,424,481
繰延税金資産	78,599
その他	637,824
貸倒引当金	△8,280
資産合計	37,309,576

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,960,619
買掛金	1,536,517
短期借入金	230,000
1年内返済予定の長期借入金	614,844
未払法人税等	920,365
未払金	193,617
未払費用	1,109,285
賞与引当金	208,895
その他	147,093
固定負債	7,087,250
長期借入金	3,448,935
繰延税金負債	2,820,144
退職給付に係る負債	695,700
役員株式給付引当金	49,894
執行役員退職慰労引当金	33,480
長期未払金	14,000
その他	25,095
負債合計	12,047,870
純資産の部	
株主資本	18,631,418
資本金	1,044,378
資本剰余金	2,564,860
利益剰余金	15,817,534
自己株式	△795,355
その他の包括利益累計額	6,630,287
その他有価証券評価差額金	6,523,401
為替換算調整勘定	31,627
退職給付に係る調整累計額	75,258
純資産合計	25,261,706
負債及び純資産合計	37,309,576

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	14,688,678
売上原価	9,947,976
売上総利益	4,740,701
販売費及び一般管理費	4,127,567
営業利益	613,134
営業外収益	783,916
受取利息	244
受取配当金	256,115
投資有価証券売却益	517,894
その他	9,661
営業外費用	78,319
支払利息	63,380
支払手数料	7,425
その他	7,514
経常利益	1,318,730
特別利益	2,153,467
固定資産売却益	2,150,740
その他特別利益	2,727
特別損失	401
固定資産除却損	401
税金等調整前当期純利益	3,471,797
法人税、住民税及び事業税	982,832
法人税等調整額	48,212
当期純利益	2,440,751
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	2,440,751

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,044,378	2,564,860	15,275,860	△1,210,176	17,674,922
当期変動額					
剰余金の配当			△499,192		△499,192
親会社株主に帰属する当期純利益			2,440,751		2,440,751
自己株式の取得				△985,063	△985,063
自己株式の消却		△1,399,884		1,399,884	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,399,884	△1,399,884		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	541,674	414,821	956,496
当期末残高	1,044,378	2,564,860	15,817,534	△795,355	18,631,418

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	3,706,654	25,594	38,070	3,770,319	21,445,241
当期変動額					
剰余金の配当				—	△499,192
親会社株主に帰属する当期純利益				—	2,440,751
自己株式の取得				—	△985,063
自己株式の消却				—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替				—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,816,747	6,032	37,187	2,859,968	2,859,968
当期変動額合計	2,816,747	6,032	37,187	2,859,968	3,816,464
当期末残高	6,523,401	31,627	75,258	6,630,287	25,261,706

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

会社の名称

イカリソース株式会社

サンフーズ株式会社

富留得客食品（上海）有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、富留得客食品（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同社決算日現在の財務諸表を使用しており、決算日が異なることから生ずる連結会社間の取引に係る重要な差異については、必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～50年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

ソフトウェア（自社利用分）……社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づき当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。）への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④執行役員退職慰労引当金

執行役員業績株価連動報酬制度規程に基づく当社の執行役員（取締役兼務執行役員は除く。）への慰労金の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

③未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内においてソース類の製造及び販売を行っております。当該販売については、顧客へ商品及び製品を引き渡した時点で商品及び製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものの、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に基づき、出荷時から商品及び製品の引き渡しまでの期間が、通常の期間であるため出荷時点で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

顧客に支払われる対価の見積り計上

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

当連結会計年度末の未払費用に136,700千円計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは収益の測定に際し、顧客に支払われる対価が顧客から受領する別個の財又はサービスと交換で支払われるものである場合を除き、取引価格から当該対価を控除しております。連結会計年度末日における未確定の対価は、対象となる売上高に合理的に算定した比率を乗じて、変動対価として見積り計上しております。したがって、当該見積額と連結会計年度末日以降の実際支払額との間で乖離が発生した場合には、翌期の損益に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。）を対象に、信託を通じて当社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の各連結会計年度の業績目標達成度及び役員に依じて、取締役の退任時等に当社株式の交付を行います。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において158,974千円、157千株であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,886,209千円

2. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	77,179千円
土地	127,800千円
計	204,979千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	30,000千円
1年内返済予定の長期借入金	26,518千円
長期借入金	78,029千円
計	134,547千円

3. 当座貸越契約

当社及び連結子会社において、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	3,500,000千円
借入実行残高	200,000千円
計	3,300,000千円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 13,208,780株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	239,070 (千円)	18円00銭	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月21日 取締役会	普通株式	260,122 (千円)	20円00銭	2025年9月30日	2025年12月1日

(注) 1. 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金2,833千円が含まれております。
2. 2025年11月21日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金3,148千円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年6月25日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	319,175千円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	25円00銭
④基準日	2026年3月31日
⑤効力発生日	2026年6月26日

(注) 2026年6月25日定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金3,935千円が含まれております。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ソース類の製造及び販売事業を行っており、必要な資金を主に銀行借入で調達しております。また一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

②市場リスク（株価、為替及び金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理室が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（*1）を参照してください。）。また、現金は注記を省略しており、預金等短期間で決済されるものは、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	12,329,801	12,329,801	—
資産計	12,329,801	12,329,801	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	4,063,779	3,902,312	△161,467
負債計	4,063,779	3,902,312	△161,467

(*1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	1,094,680

これらについては、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,734,288	—	—	—
売掛金	4,220,336	—	—	—
合計	8,954,625	—	—	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	614,844	611,354	609,854	602,254	557,935	1,067,537
合計	614,844	611,354	609,854	602,254	557,935	1,067,537

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優位順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
その他有価証券				
株式	12,329,801	—	—	12,329,801
資産計	12,329,801	—	—	12,329,801

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	3,902,312	—	3,902,312
負債計	—	3,902,312	—	3,902,312

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

V. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
家庭用ソース	8,120,843
業務用ソース	4,277,999
家庭用（ソース以外）ドレッシング・たれ等	1,053,659
家庭用（ソース以外）その他	538,533
国内合計	13,991,036
輸出	547,221
現地法人	150,420
海外合計	697,641
顧客との契約から生じる収益	14,688,678
その他の収益	—
外部顧客への売上高	14,688,678

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務の内容

注記事項の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 3 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 取引価格算定に関する情報

当社グループでは収益の測定に際し、顧客に支払われる対価が顧客から受領する別個の財又はサービスと交換で支払われるものである場合を除き、取引価格から当該対価を控除しております。連結会計年度末日における未確定の対価は、対象となる売上高に合理的に算定した比率を乗じて、変動対価として見積り計上しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	4,784
電子記録債権	440
売掛金	4,382,427
	4,387,652
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	—
電子記録債権	364
売掛金	4,220,336
	4,220,701

(注) 連結貸借対照表上、「受取手形」及び「電子記録債権」は、流動資産の「その他」に含めております。

VI. 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,003円37銭
1株当たり当期純利益	190円21銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は157千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は157千株であります。

VII. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年4月24日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

総還元性向60%を目標とした株主還元方針に基づき、株主還元 of 拡充と資本効率を向上させるため、自己株式の取得を行うことといたしました。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	280,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.2%)
③株式の取得価額の総額	5億円(上限)
④取得期間	2026年5月18日～2027年3月19日(予定)
⑤取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付または東京証券取引所における市場買付

(注) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,903,073	流動負債	3,361,401
現金及び預金	3,784,258	買掛金	979,032
売掛金	3,109,071	1年内返済予定の長期借入金	500,000
商品及び製品	680,673	リース債務	8,835
原材料及び貯蔵品	114,759	未払金	165,848
仕掛品	9,898	未払法人税等	860,893
前払費用	58,312	未払消費税等	67,668
短期貸付金	107,300	未払費用	576,400
その他	38,798	賞与引当金	163,500
固定資産	26,038,188	預り金	13,593
有形固定資産	11,216,428	その他	25,629
建物	5,982,343	固定負債	6,433,278
構築物	277,624	長期借入金	3,000,000
機械及び装置	3,186,363	リース債務	15,959
車両運搬具	22	繰延税金負債	2,779,311
工具、器具及び備品	142,393	退職給付引当金	538,305
土地	1,605,140	役員株式給付引当金	49,894
その他	22,540	執行役員退職慰労引当金	33,480
無形固定資産	164,765	長期未払金	14,000
電話加入権	617	その他	2,328
ソフトウェア	164,147	負債合計	9,794,680
投資その他の資産	14,656,994	純資産の部	
投資有価証券	13,263,878	株主資本	17,711,916
関係会社株式	132,500	資本金	1,044,378
関係会社出資金	26,926	資本剰余金	2,564,860
従業員に対する長期貸付金	14,408	資本準備金	2,564,860
関係会社長期貸付金	634,420	利益剰余金	14,898,032
長期前払費用	42,275	利益準備金	261,094
差入保証金	56,857	その他利益剰余金	14,636,938
役員に対する保険積立金	491,649	固定資産圧縮積立金	735,635
その他	2,360	別途積立金	11,470,000
貸倒引当金	△8,280	繰越利益剰余金	2,431,302
資産合計	33,941,261	自己株式	△795,355
		評価・換算差額等	6,434,665
		その他有価証券評価差額金	6,434,665
		純資産合計	24,146,581
		負債及び純資産合計	33,941,261

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	10,800,005
売上原価	7,339,738
売上総利益	3,460,267
販売費及び一般管理費	3,157,023
営業利益	303,243
営業外収益	797,739
受取利息	6,542
受取配当金	251,750
投資有価証券売却益	517,894
その他	21,552
営業外費用	64,868
支払利息	51,906
支払手数料	7,425
その他	5,536
経常利益	1,036,114
特別利益	2,153,467
固定資産売却益	2,150,740
その他特別利益	2,727
特別損失	73,475
固定資産除売却損	401
関係会社出資金評価損	73,074
税引前当期純利益	3,116,107
法人税、住民税及び事業税	918,212
法人税等調整額	55,341
当期純利益	2,142,553

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		固定資産圧縮積立金	別積立金	送越利益剰余金	
当期首残高	1,044,378	2,564,860	—	2,564,860	261,094	739,728	11,470,000	2,183,733	14,654,556
当期変動額									
剰余金の配当					—			△499,192	△499,192
当期純利益					—			2,142,553	2,142,553
自己株式の取得					—				—
自己株式の消却			△1,399,884	△1,399,884					—
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,399,884	1,399,884				△1,399,884	△1,399,884
固定資産圧縮積立金取崩					—	△4,092		4,092	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—				—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△4,092	—	247,569	243,476
当期末残高	1,044,378	2,564,860	—	2,564,860	261,094	735,635	11,470,000	2,431,302	14,898,032

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,210,176	17,053,618	3,642,303	3,642,303	20,695,921
当期変動額					
剰余金の配当		△499,192		—	△499,192
当期純利益		2,142,553		—	2,142,553
自己株式の取得	△985,063	△985,063		—	△985,063
自己株式の消却	1,399,884	—		—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—		—	—
固定資産圧縮積立金取崩		—		—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	2,792,361	2,792,361	2,792,361
当期変動額合計	414,821	658,297	2,792,361	2,792,361	3,450,659
当期末残高	△795,355	17,711,916	6,434,665	6,434,665	24,146,581

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～50年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

ソフトウェア（自社利用分）……社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。）への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員業績株価連動報酬制度規程に基づく当社の執行役員（取締役兼務執行役員は除く。）への慰労金の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生の際の翌事業年度より費用処理しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、国内においてソース類の製造及び販売を行っております。当該販売については、顧客へ商品及び製品を引き渡した時点で商品及び製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものの、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に基づき、出荷時から商品及び製品の引き渡しまでの期間が、通常の期間であるため出荷基準で収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

顧客に支払われる対価の見積り計上

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

当事業年度末の未払費用に67,300千円計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では収益の測定に際し、顧客に支払われる対価が顧客から受領する別個の財又はサービスと交換で支払われるものである場合を除き、取引価格から当該対価を控除しております。事業年度末日における未確定の対価は、対象となる売上高に合理的に算定した比率を乗じて、変動対価として見積り計上しております。したがって、当該見積額と事業年度末日以降の実際支払額との間で乖離が発生した場合には、翌期の損益に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。）を対象に、信託を通じて当社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役の退任時等に当社株式の交付を行います。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末においてそれぞれ158,974千円、157千株であります。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,588,687千円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 128,511千円

短期金銭債務 53,078千円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

イカリソース株式会社 459,232千円

4. 当座貸越契約

当社において、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	3,000,000千円
借入実行残高	一千円
計	3,000,000千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業収益	27,481千円
営業費用	646,517千円
営業取引以外の取引高	19,019千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	830,608株	514,655株	746,100株	599,163株

(注) 1. 自己株式の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得514,500株と単元未満株式の買取155株によるものです。減少は、取締役会決議に基づく自己株式消却によるものです。

2. 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式157,400株が含まれております。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	171,374千円
賞与引当金	51,535
役員株式給付引当金	15,726
執行役員退職慰労引当金	10,552
未払事業税	46,525
未払費用	83,395
長期未払金	4,412
投資有価証券評価損	94,520
その他	47,899
小計	525,943千円
評価性引当金	△132,216
繰延税金資産合計	393,726千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,838,869千円
固定資産圧縮積立金	△334,168

繰延税金負債合計	△3,173,038千円
繰延税金負債の純額	△2,779,311千円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	イカリ ソース 株式会社	兵庫県 西宮市	350,000	ソース類の 製造販売	(所有) 直接 100.0	3名	資金の 貸付	資金の 回収	100,000	短期 貸付金	100,000
										長期 貸付金	500,000
								利息の 受取	5,630	未収 利息	2,038
								債務 保証	459,232	—	—

- (注) 1. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。また担保の受入はありません。
2. イカリソース株式会社の金融機関からの借入金に対して、当社が債務保証を行っております。なお、これに対する保証料は受け取っておりません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,914円93銭
1株当たり当期純利益 166円97銭

- (注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は157千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は157千株であります。

VIII. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年4月24日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

- (1) 自己株式の取得を行う理由
総還元性向60%を目標とした株主還元方針に基づき、株主還元の拡充と資本効率を向上させるため、自己株式の取得を行うことといたしました。
- (2) 取得に係る事項の内容
- | | |
|-------------|---|
| ①取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②取得し得る株式の総数 | 280,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.2%） |
| ③株式の取得価額の総額 | 5億円（上限） |
| ④取得期間 | 2026年5月18日～2027年3月19日（予定） |
| ⑤取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付または東京証券取引所における市場買付 |

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

ブルドックソース株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 古藤 智弘
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 森田 聡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づきブルドックソース株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブルドックソース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年4月24日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

ブルドックソース株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 古藤 智弘
公認会計士 森田 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブルドックソース株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年4月24日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

ブルドックソース株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山本 精一郎 ㊞

監査等委員 石川 博康 ㊞

監査等委員 永島 恵津子 ㊞

(注) 監査等委員 石川博康及び永島恵津子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場への日本橋駅地下改札からのアクセス

浅草線 日本橋駅



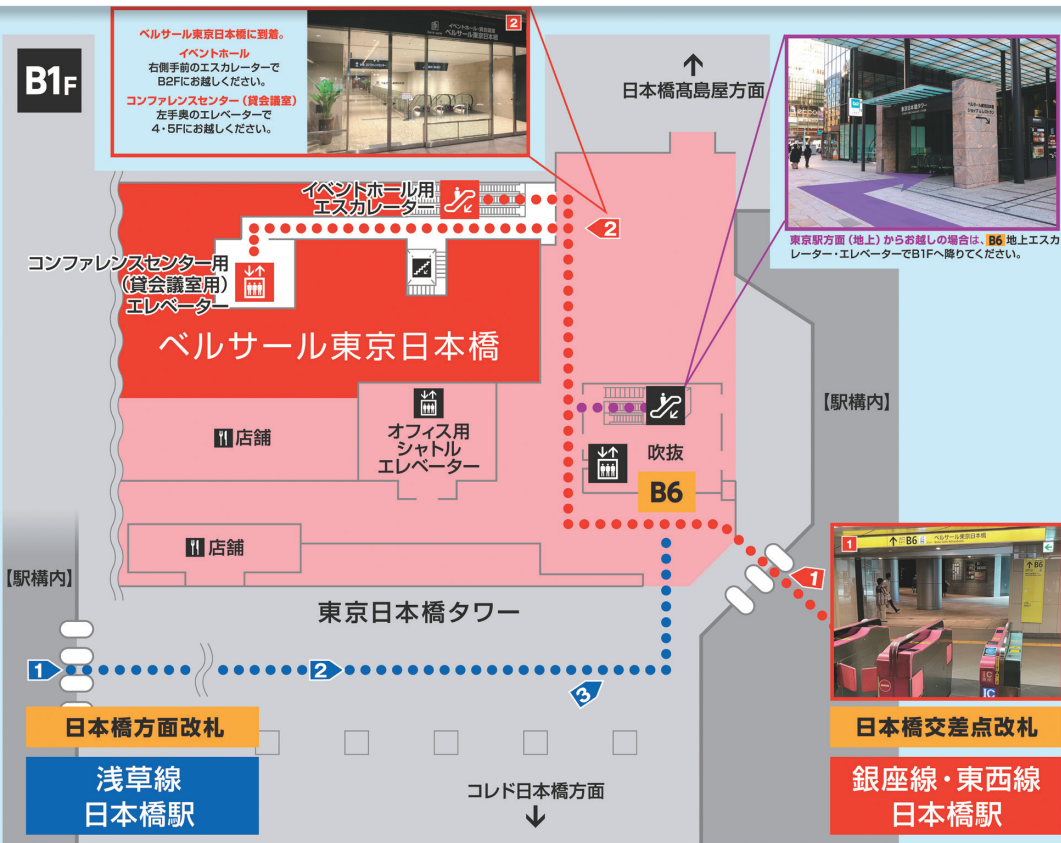
浅草線日本橋駅「日本橋方面改札」を出てそのまま直進。



200mほど地下通路を進みます。



B6 出口への案内に従い進み、東京日本橋タワー内へ入ると、正面右手奥にベルサール東京日本橋の入口があります。



日本橋駅地下改札階

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋2-7-1

東京日本橋タワー5階 ベルサール東京日本橋

電話 050-3112-0917

交通

- 東京メトロ銀座線
- 東京メトロ東西線
- 都営地下鉄浅草線

日本橋駅 B6出口 地下改札階より → **直結**

- 東京メトロ銀座線
- 東京メトロ半蔵門線

三越前駅 B6出口 階段で地上へ → **徒歩約3分**
(またはB4出口 エレベーターで地上へ)

- JR

東京駅 八重洲北口より**徒歩6分**



- 日本橋駅地下改札からのアクセス
詳細は、前ページをご覧ください。

お問い合わせ先
ブルドックソース株式会社 総務人事部
電話 03-3668-6811

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。